

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区南辻25番地2

氏 名 株式会社ヤマト

代表取締役 吉田孝幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 3年12月 5日

許可の有効期限

令和 8年12月 4日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧動植物性残さ、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類（以上12種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 8年12月 5日	新規許可
平成13年12月 5日	更新許可
平成18年12月 5日	更新許可
平成23年12月 5日	更新許可
平成26年12月 9日	変更許可

様式第七号（第十条の二関係）

平成28年12月 5日 更新許可
令和 3年12月 5日 更新許可
令和 7年 2月 4日 変更許可

4 積替え許可の有無 有・☒ 無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無